

2024 年 12 月 2 日

## 医療情報取得加算に関するお知らせ

当診療所では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

2024 年 12 月 2 日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、次のとおり医療情報取得加算を算定します。

### \* 12 月 2 日～の変更

初診時    医療情報取得加算 1 点

再診時    医療情報取得加算 1 点 (3 ヶ月に 1 回)

けんろく診療所

所長 古田和雄